

りそな中国A株50ファンド

愛称 **双喜** (そうき)

投資信託説明書(交付目論見書)

追加型投信／海外／株式



商品分類及び属性区分

商品分類

属性区分

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

■ 電話番号：03-5290-3519 (受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時)

■ ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

設立年月日:1986年2月25日

資本金:1,550百万円(2011年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 236,803百万円(2011年3月末現在)

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、2010年10月1日付でゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更いたしました。

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行

●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「りそな中国A株50ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年5月20日に関東財務局長に提出し、平成23年5月21日にその効力が発生しております。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的成長を図ることを目的とします。

ファンドの特色

- 1** 当ファンドは、主として「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」および「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」に概ね各50%程度投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

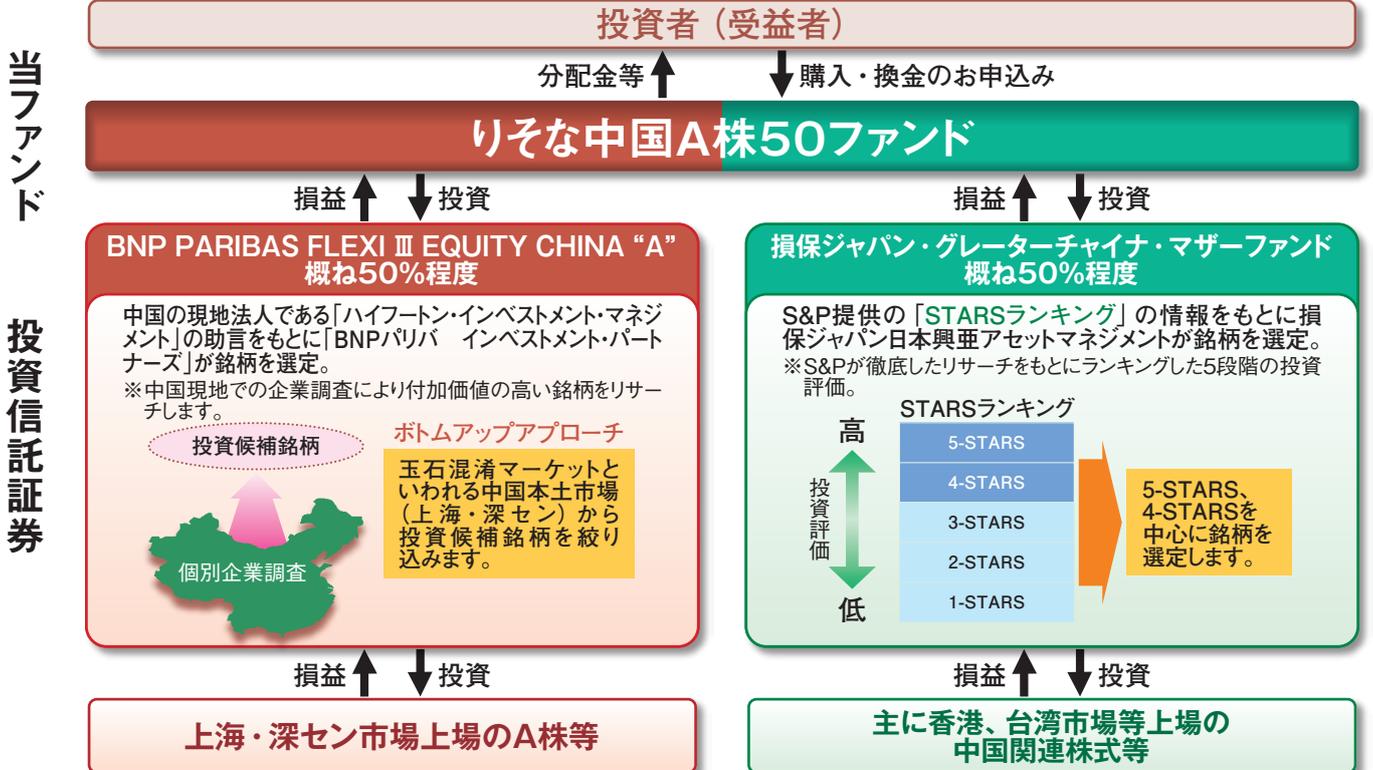
 - ◆「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」は、中国の取引所に上場する人民元建株式(A株)等に投資する投資信託証券です。
 - ◆「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」は、主に中国、香港、台湾で事業展開する企業の株式等に投資する投資信託証券です。
 - ◆実質組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。

※当ファンドが主要投資対象とする「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」の売買は原則として週1回となること等から、当ファンドへの追加設定、解約、組入れ投資信託証券の時価の変動等に対応したりバランス等によるポートフォリオの構築に時間がかかること等があり、基準とする資産配分比率から、大きく乖離することがあります。

※資産配分比率は、今後の市場の制度、市場規模、流動性、その他構造変化等によっては見直しを行う場合があります。
- 2** 「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメンの助言を受けて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが行います。「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」の運用は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託(ファンド)を組入れることにより運用を行います。



※「Standard & Poor's®」「S&P®」および「STARS®」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エルエルシーが所有する登録商標であり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、本商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また本商品への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社・助言会社の名称等は今後変更となる場合があります。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

- フランスを拠点としてグローバルに事業展開するBNPパリバグループの資産運用部門として、「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”」の運用を担当。
- 44か国に拠点を有し、約3,800名のスタッフを配置。
- BNPパリバ インベストメント・パートナーズの資産運用残高:5,460億ユーロ。(約59兆円)
(2010年12月末現在)

ハイフートン・インベストメント・マネジメント

- 中国大手の証券会社「ハイトン証券」とグローバルに展開する運用会社の持株会社「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ビー・イー・ホールディング(旧フォルティス・インベストメンツ)」との合弁運用会社。
- 2003年4月に設立。中国で初の外資系合弁の資産運用会社。
- 上海拠点。資産運用残高約8,000億円。
- 2004年QFII向けファンドの運用開始。
(2010年12月末現在)

スタンダード&プアーズ(S&P)

- ・スタンダード&プアーズは、マグロウヒル・カンパニーズ(NYSE:MHP)の一員であり世界の金融市場に対して、信用等级付け情報を提供しています。
- ・世界の主要都市にオフィスを構え、世界の金融インフラストラクチャーのなかで重要な役割を担っています。
- ・投資や金融取引に不可欠な情報と独立したベンチマークを提供、150年にわたって主導的な立場にあります。

主な投資制限

- ◆ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ◆ 株式及び外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ◆ デリバティブの直接利用は行いません。
- ◆ 株式への直接投資は行いません。
- ◆ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎決算時(原則として2月、8月の各23日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加的記載事項

《主要投資対象の投資信託証券の概要》

ファンド名	BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA“A”
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	主として上海、深セン市場に上場する中国企業の株式へ投資します。投資の一部として、中国国債、中国企業発行の社債等に投資することもあります。 ※個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券への投資も含まれます。
主な投資制限	①有価証券、短期資産、その他の金融資産の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。
決算日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対して年1.345%(管理報酬等含む。)
申込・解約手数料 当ファンドでの組入割合	申込・解約手数料はありません。 概ね50%程度
投資顧問会社	BNP Paribas Investment Partners Asia Limited (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド) ◆ファンドの運用を行います。
管理事務代行会社	BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A. (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ) ◆ファンドの事務管理等を行います。
保管銀行兼 副管理事務代行会社	BNP Paribas Securities Services, Luxembourg branch (BNPパリバ セキュリティーズ・サービスズ ルクセンブルク支店) ◆ファンドの資産の保管業務、管理事務代行会社からの委託を受けて、ファンドの会計、純資産価格の計算、その他の事務手続きを行います。
投資助言会社	HFT INVESTMENT MANAGEMENT CO., LTD. (ハイフートン・インベストメント・マネジメント) ◆ファンドの投資運用に対する助言を行います。

※関係法人に関する表記が変更になりましたが、当該表記の変更に伴う運用プロセス、運用方針、投資態度等の変更はありません。上記の内容は、平成23年4月14日現在のものであり、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンド名	損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的に着実な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。
主な投資対象	中国本土、香港及び台湾を含む地域において事業の過半を展開する企業または当該地域から利益の過半を得ている企業の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資態度	①S&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックス*に含まれる企業の株式への投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。 ②S&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックスは、中国本土、香港及び台湾を含む地域において事業の過半を展開する企業または当該地域から利益の過半を得ている企業で、中国、香港、台湾、シンガポール、米国等に上場している企業の株式で構成されます。 ③S&Pから提供されるS&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックスの各銘柄の投資推奨ランクに基づき、投資銘柄を選定します。 ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。 ⑥資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設定日	平成22年2月24日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年2月23日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料 当ファンドでの組入割合	ありません。 概ね50%程度
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

※本商品は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社(以下、S&P)によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックスが市場全般のパフォーマンスに追従する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではありません。S&Pの損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、S&P及びS&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックスの登録商標についての利用許諾を与えることです。S&Pは、S&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックスに関する決定、作成及び計算において、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行います。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。S&Pは、S&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックスの計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&Pは、S&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックスに含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&Pは、S&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックス又はそれらに含まれるデータの使用により、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。S&Pは、S&Pグレーター・チャイナ・ALL-STAR INDEX インデックス又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示的保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはありません。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受け変動します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

◆株式投資のリスク

当ファンドでは、投資信託証券を通じて株式を保有します。株式投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。

価格変動リスク	株式の価格が、企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落することをいいます。株式は一般に、債券よりも価格変動性が高く、急激に予想を超えた変動をすることもあります。また、当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は大型株に比べ価格変動性が高いことが多いといえます。
信用リスク	株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、経営不安や倒産等に陥った場合、またはそれらに関する外部評価の変化等により、当該発行者の株式の価格が下落したり、配当の規模や頻度が減少すること等をいいます（投資資金が回収できなくなる場合もあります。）。
流動性リスク	市況等や株式の発行者の財務状態等の影響による株式の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で株式を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。株式の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。当ファンドでは、中小型株を一部組入れる場合があります。中小型株は、大型株に比べ流動性に欠けることが多いといえます。

◆外国証券投資のリスク

外国証券への投資は、国内投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。例えば、投資対象国・地域の政治・経済情勢の変化、外国為替・外国投資規制、税制の変更、日本と異なる法律制度等があります。また、金融危機的状況の発生、休日制度や取引慣行の変更等により、売却代金の受け渡しに遅延等が発生した場合等は、当ファンドのポートフォリオの流動性が損なわれ、当ファンドの解約代金の支払い等に影響を与える可能性もあります。なお、外国証券への投資は、売買コストや証券保管のためのカストディーコスト等が余計にかかるため、国内の証券への投資よりも高コストになる場合もあります。

◆為替変動リスク

当ファンドでは、投資信託証券を通じて、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、当ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因等により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策等によっても変動する可能性があります。

なお、当ファンドでは実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆カントリーリスク

当ファンドは投資信託証券を通じて、中国の株式を主要投資対象とするため、中国の政治・経済、税制、取引制度・慣行や社会情勢および中国を取り巻く国際情勢の変化等により、混乱が生じた場合には基準価額が大きく変動する可能性があります。一般的に主要先進国以外の国の証券市場は、主要先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いため、価格の変動性が大きくなる可能性があります。また、主要先進国の経済と比べて、当該国の経済は脆弱である可能性があるため、政治不安、周辺諸国との関係の悪化、インフレ・国際収支・外貨準備高等の経済指標の変化等が為替市場や証券市場に与える影響は、主要先進国以上に大きくなる可能性があります。したがって、主要先進国市場に投資する場合と比べ、政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に公社債等の価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

◆中国証券市場の制度等に関するリスク

中国の証券市場及び証券投資に関する制度には、様々な制限等があります。これらの制限等は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)及び国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行われます。また制度等の枠組みを構成する関係法令は、近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。QFII(適格外国機関投資家)の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、明らかではなく、将来、税制が変更される可能性があります。

また、国家外貨管理局の裁量により、中国の外貨収支残高状況等を理由として、海外への送金規制(または海外からの投資規制)等が行われた場合には、換金が行えない可能性があります。

《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

《リスクの管理体制》

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

(基準日:2011年2月28日)

基準価額・純資産の推移



(注1) 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものととして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。
 (注2) 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(純資産総額に対して1.2180%(税込み))は控除されております(以下同じ)。
 (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。
 (注4) 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

基準価額	9,873円
純資産総額	46.18億円

(注) 基準価額は、分配控除後です。

構成比率(対純資産)

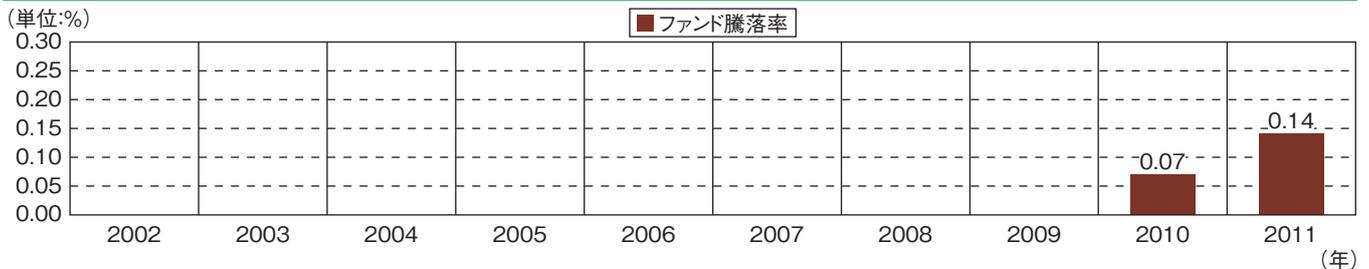
BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA "A" I Privileged Class	47.27%
損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド	46.94%
コール・ローン等	5.79%
合計	100.00%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2010年08月	0円
2011年02月	150円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	150円

(注1) 直近5期分の分配実績を記載しております。
 (注2) 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

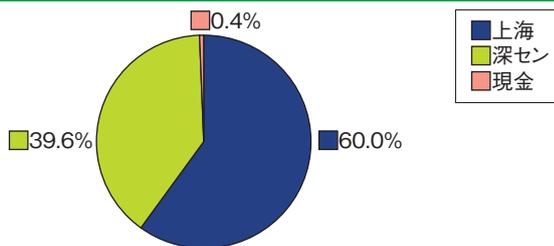
年間収益率の推移(暦年ベース)



(注1) ファンド騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して算出してあります。
 (注2) 2010年は設定日(2010年02月24日)を10,000とし年末までのもの、2011年は年初から基準日までの騰落率です。
 (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。

主要な資産の状況(BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA "A")

市場別構成比率(対純資産)



業種別構成比率

業種	純資産比
1 資本財・サービス	28.23%
2 素材	19.11%
3 一般消費財・サービス	11.54%
4 情報技術	10.91%
5 エネルギー	8.50%
6 金融	7.06%
7 生活必需品	6.97%
8 ヘルスケア	5.17%
9 電気通信サービス	1.36%
10 公益事業	0.70%
11 現金	0.44%
合計	100.00%

*市場別、業種別比率は、「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY CHINA "A"」の運用会社からの情報を基に委託会社が作成。

組入上位10銘柄

銘柄名	業種	市場	純資産比
1 深セン市中興通讯	情報技術	深センA株	3.5%
2 株洲時代新材料科技	素材	上海A株	3.4%
3 湘潭電機	資本財・サービス	上海A株	3.1%
4 銅陵有色金属集团	素材	深センA株	2.6%
5 山西潞安環保能源開発	エネルギー	上海A株	2.4%
6 甘肅省敦煌種業	生活必需品	上海A株	2.2%
7 廈門鋁業	素材	上海A株	2.0%
8 中国北車	資本財・サービス	上海A株	1.9%
9 浙江龍盛集团	素材	上海A株	1.9%
10 浙江中国小商品城集团	金融	上海A株	1.9%
組入銘柄数			91銘柄

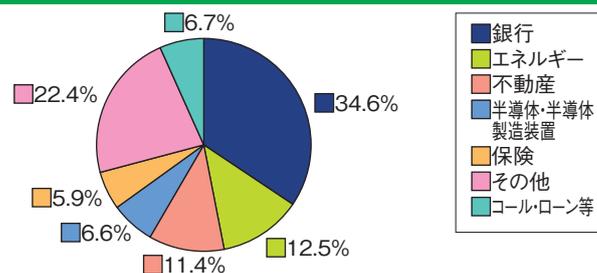
※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

主要な資産の状況(損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド)

構成比率(対純資産)

株式	93.27%
コール・ローン等	6.73%
合計	100.00%

業種別構成比率(対純資産)



組入上位10銘柄

	銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1	HSBC HOLDINGS PLC (HK REG)	香港・ドル	香港	銀行	16.2%
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾・ドル	台湾	半導体・半導体製造装置	5.9%
3	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	香港・ドル	中国	銀行	5.4%
4	IND & COMM BK OF CHINA - H	香港・ドル	中国	銀行	4.9%
5	PETROCHINA CO LTD-H	香港・ドル	中国	エネルギー	4.6%
6	CNOOC LTD	香港・ドル	香港	エネルギー	4.4%
7	CHINA MOBILE LTD	香港・ドル	香港	電気通信サービス	3.5%
8	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾・ドル	台湾	テクノロジー・ハードウェア	3.4%
9	BANK OF CHINA LTD - H	香港・ドル	中国	銀行	3.2%
10	CHEUNG KONG	香港・ドル	香港	不動産	3.1%
銘柄数					50銘柄

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※購入単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は日々変動します。
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 ※換金単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。 ※換金の申込金額が多額であると判断した場合*1、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等*2その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※1いずれかの換金請求受付日において換金請求の口数の合計が、その換金請求受付日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの換金請求受付日においてその換金請求受付日を含む過去5営業日における換金請求の口数の合計が、その換金請求受付日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等をいいます。以下同じ。 ※2外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	ルクセンブルグの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日(香港証券取引所の半日休業日を含みます。)においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)
購入の申込期間	平成23年5月21日から平成24年5月22日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、および既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成32年2月24日まで(設定日 平成22年2月24日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合、信託約款の償還条項に該当した場合、信託を終了させることがあります。
決算日	原則、2月、8月の各23日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年2回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	400億円を上限とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算(原則として毎決算日を基準とします。)後、委託会社が運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。購入時手数料の料率の上限は、3.675% (税抜3.5%) です。 ※購入時手数料の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.2180% (税抜1.16%) を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。</p> <p>運用管理費用 (信託報酬) の配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.4200% (税抜0.40%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.7350% (税抜0.70%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0630% (税抜0.06%)</td> </tr> </table>	委託会社	年率0.4200% (税抜0.40%)	販売会社	年率0.7350% (税抜0.70%)	受託会社	年率0.0630% (税抜0.06%)
委託会社	年率0.4200% (税抜0.40%)						
販売会社	年率0.7350% (税抜0.70%)						
受託会社	年率0.0630% (税抜0.06%)						
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	<p>年率1.345%</p> <p>※上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等 (監査報酬、弁護士報酬等) がかかります。</p>						
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して概ね1.8905% (税込・年率) 程度となります。</p> <p>※当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) 年率1.2180% (税抜1.16%) に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等 (年率1.345%) を加算しております (当ファンドの運用方針に基づいて当該投資信託証券を概ね50%程度組入れた場合の概算です。)。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。</p>						
その他の費用・手数料	<p>◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率 (年0.004725% (税抜0.0045%)) を乗じて得た金額とします。但し、実際の費用額 (年間26.25万円 (税抜25万円)) を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。</p> <p>◆その他の費用 (*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・売買委託手数料に対する消費税等相当額 ・コール取引等に要する費用 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 ・受託会社の立替えた立替金の利息 等 <p>(*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>						

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。